

## 取扱職種の範囲等の明示

株式会社テイルズケア 代表取締役 一丁畑 領  
有料職業紹介事業許可番号（34-ユ-300090）

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種：全職種
- ・地域：日本国内

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付けるときの事務費用	必要ありません。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬＝職業紹介が成功した場合において、当該求職者の雇用期間（雇用期間が1年以上または期間の定めのない場合は就職後1年間）に支払われる賃金に対して最高50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬＝職業紹介が成功した場合において、当該求職者の雇用期間（雇用期間が1年以上または期間の定めのない場合は就職後1年間）に支払われる賃金に対して最高50% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金＝200,000円 活動費＝10,000円/1日 成功報酬＝職業紹介が成功した場合において、当該求職者の雇用期間（雇用期間が1年以上または期間の定めのない場合は就職後1年間）に支払われる賃金に対して最高50% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者の対する専門的な相談・助言	成功報酬＝職業紹介が成功した場合において、当該求職者の雇用期間（雇用期間が1年以上または期間の定めのない場合は就職後1年間）に支払われる賃金に対して最高50% 手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

### ●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：株式会社テイルズケア

職業紹介責任者：福岡 正章

連絡先：082-530-2085

### ●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務所内職員 とする。

個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者：福岡 正章 とする。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。

3. 収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。

また、これに基づき訂正（削除を含む。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者：福岡 正章とする。

5. 収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

### ●返戻金制度に関する事項（保証）

1. 勤務開始日から30日間を保証期間とし、当該期間内にご紹介の人材が退職又は解雇となった場合はすみやかに交代の人材をご紹介いたします。再紹介は原則として1回とさせていただきます。

2. ご紹介の人材に保証期間内に退職の兆しが見られる場合、又は解雇をご決定の際は事前に当社にご連絡下さい。

3. 当該保証期間内は同一の職種、職位、給与の人材の再紹介に関しては、追加手数料は発生しません。但し、職種・職位・給与が異なる場合は新規のご紹介案件とさせていただきます。

4. 再紹介を希望されない場合、交代の人材をご紹介できなかった場合は、ご紹介後の日数に応じてお支払い頂いた手数料の一部をご返却致します。返金日は人材が退社した月の翌月末とします。

①ご紹介後 15日以内 : 50%ご返却

②ご紹介後 30日以内 : 25%ご返却

5. 以下の場合は保証の適用外となります。

①ご紹介手数料をまだお支払い頂いていない場合

②実際の雇用条件が人材及び当社にご提示頂いた雇用条件と著しく異なった場合

③退職又は解雇に先立って当社にご連絡がなかった場合

6. 日々紹介（日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者の紹介をいいます。以下同じ）の場合は、本条の保証は行いません。